

平成22年3月26日
第2166号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

○スポーツに関する施設の管理に関する規則（4・総合政策課）……………1

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（146・福祉政策課）……………10
- 生活保護法による指定介護機関の変更（147・福祉政策課）……………11
- 肥料の登録の失効（148・水田総合利用課）……………12
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（149・河川砂防課）……………12
- 土砂災害警戒区域の指定（150・河川砂防課）……………13
- 建設業の許可の取り消し（151・秋田地域振興局総務企画部）……………14
- 道路区域の変更及び供用開始（152～157・由利地域振興局建設部）……………14
- 道路区域の変更（158・由利地域振興局建設部）……………16
- 道路区域の変更及び供用開始（159・仙北地域振興局建設部）……………16

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（鹿角地域振興局農林部）……………17
- 土地改良区の定款変更の認可（鹿角地域振興局農林部）……………17
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（鹿角地域振興局農林部）……………17
- 土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）……………17
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）……………17
- 県営土地改良事業計画の決定（秋田地域振興局農林部）……………17
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）……………17
- 土地改良区の役員の就任の届出（平鹿地域振興局農林部）……………17

内水面漁場管理委員会告示

○第五種共同漁業権魚種に係る増殖量（1，2）……………18

内水面漁場管理委員会指示

- コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し、移植及び放流等に係る指示（1）……………19
- ブラックバス等外来魚の再放流の禁止に係る指示（2）……………19

規 則

スポーツに関する施設の管理に関する規則をここに公布する。
平成二十二年三月二十六日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県規則第四号

スポーツに関する施設の管理に関する規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 秋田県立体育館（第二条―第八条）
- 第三章 秋田県立スケート場（第九条―第十七条）
- 第四章 秋田県立野球場（第十八条―第二十四条）
- 第五章 運動広場（第二十五条―第三十一条）
- 第六章 秋田県スポーツ科学センター（第三十二条―第三十六条）
- 第七章 秋田県立総合プール（第三十七条―第四十五条）
- 第八章 秋田県立総合射撃場（第四十六条―第五十三条）
- 第九章 秋田県立田沢湖スポーツセンター（第五十四条―第六十二条）
- 第十章 秋田県立武道館（第六十三条―第七十条）

附 則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県立体育館条例(昭和四十二年秋田県条例第五十五号)第十条、秋田県立スケート場条例(昭和四十六年秋田県条例第五十七号)第十条、秋田県立野球場条例(昭和四十七年秋田県条例第二十五号)第十条、秋田県立運動広場条例(昭和四十九年秋田県条例第四十四号)第十二条、秋田県スポーツ科学センター条例(昭和五十三年秋田県条例第四十八号)第八条、秋田県立総合プール条例(昭和五十八年秋田県条例第二十一号)第十条、秋田県立総合射撃場条例(平成七年秋田県条例第四十一号)第十条、秋田県立田沢湖スポーツセンター条例(平成十年秋田県条例第四十四号)第十四条及び秋田県立武道館条例(平成十五年秋田県条例第八十六号)第十条の規定により、秋田県立体育館、秋田県立スケート場、秋田県立野球場、運動広場、秋田県スポーツ科学センター、秋田県立総合プール、秋田県立総合射撃場、秋田県立田沢湖スポーツセンター及び秋田県立武道館の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 秋田県立体育館

(開館時間)

第二条 秋田県立体育館(以下この章において「体育館」という。)の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第三条 体育館の休館日は、次に掲げる日とする。

一 月曜日

二 一月一日から同月三日までの日

三 十二月二十九日から同月三十一日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を設け、又は前項に定める休館日を変更することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、休館日であっても体育館を使用させることがある。

(使用の許可の申請等)

第四条 秋田県立体育館条例(以下この章において「条例」という。)第二条の規定により体育館の使用の許可を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、体育館の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしない。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 体育館の管理上支障があると認められるとき。

(使用料の減免の申請)

第五条 条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第六条 条例第七条の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の体育館の開館時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開館時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、第二条第二項及び第三条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは「第六条第一項の規定により定めた」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」と、第三条第三項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開館時間及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その開館時間及び休館日を体育館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第七条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない」と、第四条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しない」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第八条 この章に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の体育館の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第三章 秋田県立スケート場

(開場期間)

第九条 秋田県立スケート場(以下この章において「スケート場」という。)の開場期間は、滑走に使用させる場合にあつては十月二十日から翌年の三月三十一日まで、滑走以外に使用させる場合にあつては五月一日から九月十日までとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場期間を変更することができる。

(開場時間)

第十条 スケート場の開場時間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時間とする。

- 一 滑走に使用させる場合 次の(一)又は(二)に定める時間

(一) (二)に掲げる日以外の日にあつては、正午から午後八時まで

(二) 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下「休日」という。)、十二月二十二日から翌年の一月十三日までの日及び三月二十二日から同月三十一日までの日にあつては、午前九時三十分から午後七時まで

- 二 滑走以外に使用させる場合 午前九時から午後五時まで

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することができる。

(休場日等)

第十一条 スケート場の休場日は、次に掲げる日とする。

- 一 滑走に使用させる場合にあつては第三月曜日、滑走以外に使用させる場合にあつては月曜日(その日(一月一日を除く。))が休日となるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

- 二 一月一日及び十二月三十一日

- 2 第三条第二項及び第三項の規定は、スケート場の休場日の取扱い等について準用する。

(使用の許可の申請等)

第十二条 秋田県立スケート場条例(以下この章において「条例」という。)第二条の規定によりスケート場の使用の許可を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 第四条第二項の規定は、スケート場の使用の許可について準用する。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第十三条 第五条の規定は、条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(スケート教室等の取扱い)

第十四条 条例別表第一備考第二の知事がこれに準ずると認められたものは、次に掲げるものとする。

- 一 教育機関以外の公共機関が主催して、二十人以上の者を対象に組織的にスケート技術を指導するもの

- 二 社会教育団体が主催するもので、前号に準ずると認められるもの

- 2 条例別表第一備考第三に定める研修者に係る認定を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開場期間等)

第十五条 条例第七条の規定によりスケート場の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のスケート場の開場期間、開場時間及び休場日は、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項の規定にかかわらず、第九条第一項に定める開場期間、第十条第一項に定める開場時間及び第十一条第一項に定める休場日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者に管理を行わせる場合における第九条第二項、第十条第二項並びに第十一条第二項において準用する第三条第二項及び第三項の規定の適用については、第九条第二項、第十条第二項及び第十一条第二項において準用する第三条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは「第十五条第一項の規定により定めた」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」と、第十一条第二項において準用する第三条第三項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」とする。

- 3 指定管理者は、第一項の規定により開場期間、開場時間及び休場日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第九条第二項、第十条第二項若しくは第十一条第二項において準用する第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休場日を設けたときは、その開場期間、開場時間及び休場日をスケート場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第十六条 指定管理者に管理を行わせる場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、第十二条第二項において準用する第四条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しない」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第十二条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第十七条 この章に定めるもののほか、スケート場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のスケート場の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第四章 秋田県立野球場

(開設期間等)

第十八条 秋田県立野球場（以下この章において「野球場」という。）の開設期間は、四月一日から十一月三十日までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開設期間を変更し、又は当該期間以外の期間であっても野球場を使用させることがある。

(開場時間)

第十九条 野球場の開場時間は、午前八時から午後九時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することがある。

(使用の許可の申請等)

第二十条 秋田県立野球場条例（以下この章において「条例」という。）第二条第一項の規定により野球場の使用の許可を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第四条第二項の規定は、野球場の使用の許可について準用する。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第二十一条 第五条の規定は、条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開設期間等)

第二十二条 条例第七条の規定により野球場の管理を指定管理者に行わせる場合（以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）の野球場の開設期間及び開場時間は、第十八条第一項及び第十九条第一項の規定にかかわらず、第十八条第一項に定める開設期間及び第十九条第一項に定める開場時間を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第十八条第二項及び第十九条第二項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは「第二十二条第一項の規定により定めた」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開設期間及び開場時間を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第十八条第二項若しくは第十九条第二項の規定によりこれらを変更したときは、その開設期間及び開場時間を野球場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第二十三条 指定管理者に管理を行わせる場合における第二十条の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条第一項」と、「知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、第二十条第二項において準用する第四条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しない」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第二十条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第二十四条 この章に定めるもののほか、野球場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の野球場の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第五章 運動広場

(開設期間等)

第二十五条 運動広場の開設期間は、四月一日から十一月三十日までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開設期間を変更し、又は当該期間以外の期間であっても運動広場を使用させることがある。

(開場時間)

第二十六条 運動広場の開場時間は、午前八時から午後九時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することができる。

(使用の許可の申請等)

第二十七条 秋田県立運動広場条例(以下この章において「条例」という。)第四条第一項の規定により運動広場の使用の許可を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第四条第二項の規定は、運動広場の使用の許可について準用する。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第二十八条 第五条の規定は、条例第七条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開設期間等)

第二十九条 条例第九条の規定により運動広場の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の運動広場の開設期間及び開場時間は、第二十五条第一項及び第二十六条第一項の規定にかかわらず、第二十五条第一項に定める開設期間及び第二十六条第一項に定める開場時間を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二十五条第二項及び第二十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは「第二十九条第一項の規定により定めた」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開設期間及び開場時間を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二十五条第二項若しくは第二十六条第二項の規定によりこれらを変更したときは、その開設期間及び開場時間を運動広場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第三十条 指定管理者に管理を行わせる場合における第二十七条の規定の適用については、同条第一項中「第四条第一項」とあるのは「第十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項」と、「知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない」と、第二十七条第二項において準用する第四条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しない」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第三十一条 この章に定めるもののほか、運動広場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の運動広場の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものとするものについては、当該承認を受けることを要しない。

第六章 秋田県スポーツ科学センター

(開所時間)

第三十二条 秋田県スポーツ科学センター(以下この章において「センター」という。)の開所時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 センターの長(以下この章において「所長」という。)は、必要があると認めるときは、前項に定める開所時間を変更することができる。

(休業日等)

第三十三条 センターの休業日は、次に掲げる日とする。

一 月曜日(その日(一月一日を除く。))が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

二 一月一日から同月三日までの日

三 十二月二十九日から同月三十一日までの日

2 所長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。

3 所長は、必要があると認めるときは、休業日であってもセンターを使用させることができる。

(使用の許可の申請等)

第三十四条 秋田県スポーツ科学センター条例(以下この章において「条例」という。)第三条の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、所長の定めるところにより、申請書を所長に提出しなければならない。

2 所長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしてはならない。

- 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 1 センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第三十五条 第五条の規定は、条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(補則)

第三十六条 この章に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、所長が定める。

第七章 秋田県立総合プール

(開場時間)

第三十七条 秋田県立総合プール(以下この章及び別表において「プール」という。)の開場時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 1 月曜日から土曜日まで 午前十時から午後八時三十分まで
- 1 日曜日、休日、一月二日及び同月三日 午前十時から午後五時まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することができる。

(休場日等)

第三十八条 プールの休場日は、次に掲げる日とする。

- 1 第三月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
- 1 一月一日
- 3 十二月二十九日から同月三十一日までの日
- 4 特別点検期間(一月二十日から二月二十日までの間において知事が指定する十五日間をいう。)

2 第三条第二項及び第三項の規定は、プールの休場日の取扱い等について準用する。

(使用の許可の申請等)

第三十九条 秋田県立総合プール条例(以下この章及び別表において「条例」という。)第二条の規定によりプールの使用の許可を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第四条第二項の規定は、プールの使用の許可について準用する。

(定期券による使用等)

第四十条 プールが貸切使用されている場合は、条例第四条第一項ただし書に規定する定期券によつてプールを使用することはできないものとする。

2 条例別表第一号の表及び第二号ロの表の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第四十一条 第五条の規定は、条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(水泳教室の取扱い)

第四十二条 条例別表第一号の表の備考第一の知事がこれに準すると認められたものは、次に掲げるものとする。

- 1 教育機関以外の公共機関が主催して、二十人以上の者を対象に組織的に水泳技術を指導するもの
- 1 社会教育団体が主催するもので、前号に準すると認められるもの

(指定管理者に管理を行わせる場合の開場時間等)

第四十三条 条例第七条の規定によりプールの管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のプールの開場時間及び休場日は、第三十七条第一項及び第三十八条第一項の規定にかかわらず、第三十七条第一項に定める開場時間及び第三十八条第一項に定める休場日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十七条第二項並びに第三十八条第二項において準用する第三条第二項及び第三項の規定の適用については、第三十七条第二項及び第三十八条第二項において準用する第三条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは「第四十三条第一項の規定により定めた」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」と、第三十八条第二項において準用する第三条第三項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開場時間及び休場日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第三十七条第二項若しくは第三十八条第二項において準用する第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休場日を設けたときは、その開場時間及び休場日をプールの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第四十四条 指定管理者に管理を行わせる場合における第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、第

三十九条第二項において準用する第四条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しない」とあるのは「してはならない」とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第三十九条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第四十五条 この章に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のプールの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第八章 秋田県立総合射撃場

(開場期間)

第四十六条 秋田県立総合射撃場(以下この章において「総合射撃場」という。)の開場期間は、クレト射撃場にあつては三月一日から十一月三十日までとし、ライフル射撃場にあつては通年とする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場期間を変更することができる。

(開場時間)

第四十七条 総合射撃場の開場時間は、午前九時から午後五時までとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することができる。

(休場日等)

第四十八条 総合射撃場の休場日は、次に掲げる日とする。

一 月曜日(その日(二月一日を除く。))が休日当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

二 一月一日から同月三日までの日

三 十二月二十九日から同月三十一日までの日

- 2 第三条第二項及び第三項の規定は、総合射撃場の休場日の取扱い等について準用する。

(使用の許可の申請等)

第四十九条 秋田県立総合射撃場条例(以下この章において「条例」という。)第二条第一項の規定により総合射撃場の使用の許可を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 第四条第二項の規定は、総合射撃場の使用の許可について準用する。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第五十条 第五条の規定は、条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開場期間等)

第五十一条 条例第七条の規定により総合射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の総合射撃場の開場期間、開場時間及び休場日は、第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第四十八条第一項の規定にかかわらず、第四十六条第一項に定める開場期間、第四十七条第一項に定める開場時間及び第四十八条第一項に定める休場日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者に管理を行わせる場合における第四十六条第二項、第四十七条第二項並びに第四十八条第二項において準用する第三条第二項及び第三項の規定の適用については、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第二項において準用する第三条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは「第五十一条第一項の規定により定めた」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」と、第四十八条第二項において準用する第三条第三項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」とする。

- 3 指定管理者は、第一項の規定により開場期間、開場時間及び休場日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第四十六条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十八条第二項において準用する第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休場日を設けたときは、その開場期間、開場時間及び休場日を総合射撃場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第五十二条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四十九条の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条第一項」と、「知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、第四十九条第二項において準用する第四条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しない」とあるのは「してはならない」とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四十九条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第五十三条 この章に定めるもののほか、総合射撃場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の総合射撃場の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第九章 秋田県立田沢湖スポーツセンター

(開場期間)

第五十四条 秋田県立田沢湖スポーツセンター(以下この章において「センター」という。)の開場期間は、陸上競技場、ラグビー場、サッカー場、多目的運動広場、球技場、テニスコート及びキャンプ場にあつては五月十五日から十月十五日までとし、その他の施設にあつては通年とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場期間を変更することができる。

(開場時間)

第五十五条 センターの開場時間は、午前八時三十分から午後九時まで(宿泊室にあつては、午後三時から使用を終える日の午前十時まで)とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開場時間を変更することができる。

(休業日等)

第五十六条 センターの休業日は、水曜日とする。ただし、その日が次に掲げる日に当たるときは、その日は、休業日としない。

- 一 休日並びにその前日及び翌日
- 二 一月二日から同月四日までの日
- 三 十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 第三条第二項及び第三項の規定は、センターの休業日の取扱い等について準用する。

(使用の許可の申請等)

第五十七条 秋田県立田沢湖スポーツセンター条例(以下この章において「条例」という。)第二条第一項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第四条第二項の規定は、センターの使用の許可について準用する。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第五十八条 第五条の規定は、条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開場期間等)

第五十九条 条例第七条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のセンターの開場期間、開場時間及び休業日は、第五十四条第一項、第五十五条第一項及び第五十六条第一項の規定にかかわらず、第五十四条第一項に定める開場期間、第五十五条第一項に定める開場時間及び第五十六条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第五十四条第二項、第五十五条第二項並びに第五十六条第二項において準用する第三条第二項及び第三項の規定の適用については、第五十四条第二項、第五十五条第二項及び第五十六条第二項において準用する第三条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは「第五十九条第一項の規定により定めた」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」と、第五十六条第二項において準用する第三条第三項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開場期間、開場時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第五十四条第二項、第五十五条第二項若しくは第五十六条第二項において準用する第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その開場期間、開場時間及び休業日をセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第六十条 指定管理者に管理を行わせる場合における第五十七条の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条第一項」と、「知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない」と、第五十七条第二項において準用する第四条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しない」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第五十七条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第六十一条 指定管理者は、条例第十一条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(補則)

第六十二条 この章に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のセンターの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第十章 秋田県立武道館

(開館期間)

第六十三条 秋田県立武道館(以下この章において「武道館」という。)の開館期間は、遠的弓道場にあつては四月一日から十一月三十日までとし、その他の施設にあつては通年とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開館期間を変更することができる。

(開館時間)

第六十四条 武道館の開館時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第六十五条 武道館の休館日は、次に掲げる日とする。

- 一 一月一日から同月三日までの日
- 二 十二月二十九日から同月三十一日までの日

2 第三条第二項及び第三項の規定は、武道館の休館日の取扱い等について準用する。

(使用の許可の申請等)

第六十六条 秋田県立武道館条例(以下この章において「条例」という。)第二条の規定により武道館の使用の許可を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第四条第二項の規定は、武道館の使用の許可について準用する。

(使用料の減免の申請に関する規定の準用)

第六十七条 第五条の規定は、条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする場合について準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館期間等)

第六十八条 条例第七条の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合(以下この章において「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の武道館の開館期間、開館時間及び休館日は、第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第六十五条第一項の規定にかかわらず、第六十三条第一項に定める開館期間、第六十四条第一項に定める開館時間及び第六十五条第一項に定める休館日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第六十三条第二項、第六十四条第二項並びに第六十五条第二項において準用する第三条第二項及び第三項の規定の適用については、第六十三条第二項、第六十四条第二項及び第六十五条第二項において準用する第三条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは「第六十八条第一項の規定により定めた」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」と、第六十五条第二項において準用する第三条第三項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ことがある」とあるのは「ことができる」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開館期間、開館時間及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第六十三条第二項、第六十四条第二項若しくは第六十五条第二項において準用する第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その開館期間、開館時間及び休館日を武道館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第六十九条 指定管理者に管理を行わせる場合における第六十六条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「知事の定めるところにより、申請書を知事に提出なければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、第六十六条第二項において準用する第四条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しない」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第六十六条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第七十条 この章に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の武道館の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認める

ものについては、当該承認を受けることを要しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
(秋田県立総合プール定期券の額等を定める規則の廃止)
- 2 秋田県立総合プール定期券の額等を定める規則(平成十三年秋田県規則第二十二号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に第一条に規定する施設の指定管理者にしている当該施設の使用の許可の申請は、この規則の規定に基づき当該指定管理者にしている当該施設の使用の許可の申請とみなす。

別表(第四十条関係)

一 条例別表第一号の表の規則で定める額

区分	競技者に係る定期券	スポーツクラブに係る定期券	健康づくりに係る定期券
小学校児童及び中学校生徒	四、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	
一般	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	

備考

- 一 この表において「競技者」とは、秋田県水泳連盟が指定する指導者及び強化選手でトレーニングのためにプールを使用する者と知事が認めたものをいう。
 - 二 この表において「スポーツクラブ」とは、プールを拠点として活動するスポーツクラブと知事が認めたものをいう。
 - 三 第四十条第一項の規定によるほか、健康づくりに係る定期券によるプールの使用は、日曜日、土曜日及び休日を除く開場日の午前十時から午後三時までの間に限る。
- 一 条例別表第二号ロの表の規則で定める額

区分		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催物に使用する場合
五十メートルプール及び飛込プール	全灯使用	一、四五〇円	三、二六〇円
	二分の一減灯使用	一、三三〇円	一、七五〇円
二十五メートルプール	全灯使用	七二〇円	九五〇円
	二分の一減灯使用	三三〇円	四三〇円

告 示

秋田県告示第146号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
もりやま歯科医院	森山 広之	男鹿市脇本富永字野田12の2	介護予防居宅療養管理指導	平成22年1月19日

OGA福祉用具レンタルセンター	有限会社 夏井家具店 代表取締役	男鹿市船川港船川字栄町7の2	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	平成22年1月6日
第一病院訪問看護ステーション	医療法人 青嵐会 理事長	由利本荘市岩渕下104	介護予防訪問看護	平成22年1月1日
グループホームひだまりの家	社会福祉法人 横手福寿会 理事長	横手市増田町吉野字梨木塚101-1	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成22年2月12日
ショートステイとんぼ	有限会社 バスケの街能代企画 代表取締役	大館市御成町四丁目6番10-1号	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成21年10月15日
指定通所介護事業所デイサービスセンター・アットホームありうら	有限会社 ファミリーケアサービス 取締役	大館市字代野233-14	介護予防通所介護	平成22年2月17日
市立田沢湖病院	仙北市長	仙北市田沢湖生保内字浮世坂17番地1	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	平成22年3月1日
ロートピア仙南短期入所生活介護事業所	社会福祉法人 六郷仙南福祉会 理事長	仙北郡美郷町金沢西根字上糠淵3-2	介護予防短期入所生活介護	平成22年4月1日
グループホームひなたの家	社会福祉法人 横手福寿会 理事長	横手市増田町吉野字梨木塚95-2	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成22年2月15日
さらさ横手	株式会社 JAWA 代表取締役	横手市駅前町2番35号	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	平成22年3月1日
あかつき居宅介護支援事業所	株式会社 SB2企画 代表取締役	能代市通町8-3	居宅介護支援事業	平成22年3月1日
デイサービスあかつき	株式会社 SB2企画 代表取締役	能代市通町8-3	通所介護、介護予防通所介護	平成22年3月1日
植える花夢あかつきヘルパーステーション	植える花夢あかつき株式会社 代表取締役	大仙市飯田字笑ノ口後62番地9	訪問介護、介護予防訪問介護	平成22年3月1日

秋田県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの 種類	変更年月日
			変更前	変更後		

指定通所介護事業所サービス・アットホームあり	有限会社ファミリーケアサービス取締役	大館市字代野233-14	大館市有浦二丁目2番11号成田ビル1F	大館市字代野233-14	通所介護	平成21年6月1日
------------------------	--------------------	--------------	---------------------	--------------	------	-----------

秋田県告示第148号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	肥料の種類及び名称	保証成分量 (%) その他の規格	生産業者		失効年月日
			氏名又は名称	住 所	
秋田県 第211号	混合有機質肥料 「米の精」肥料 4号	窒素全量 4.0 リン酸全量 3.0 カリ全量 2.0	株式会社 サンワイズ	秋田県秋田市保戸 野鉄砲町4番25号	平成22年3月15日

秋田県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第6条第4項及び第8条第4項の規定に基づき、公示する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
荻袋	横手市増田町荻袋字荻袋及び真当（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯野沢	横手市増田町湯野沢字大柳、山岸及び村周（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
川口	横手市増田町狙半内字岩ノ目（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
中島	横手市山内土淵字中島（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
虫内1号	横手市山内土淵字虫内及び小田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
虫内2号	横手市山内土淵字虫内及び小田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
本堂山	横手市平鹿町醍醐字本堂山及び大沼入（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
鍋ヶ沢川1	横手市増田町荻袋字鍋ヶ沢（次の図のとおり）	土石流	
鹿ノ沢	横手市増田町狙半内字鹿ノ沢口、山崎及び小栗山（次の図のとおり）	土石流	

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課、平鹿地域振興局建設部及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上屋敷1号	大仙市蛭川字下屋敷（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
浅川	大仙市内小友字浅川及び太田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
太田1号	大仙市内小友字浅川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
泉沢	大仙市内小友字泉沢及び上伊岡（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒山台	大仙市内小友字荒山台及び荒山台下り（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
太田	大仙市内小友字七頭及び北太田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒山台沢1	大仙市内小友字荒山台及び館ヶ沢（次の図のとおり）	土石流
梨木沢	大仙市内小友字地藏田（次の図のとおり）	土石流
上伊岡沢	大仙市内小友字中伊岡（次の図のとおり）	土石流
太田沢	大仙市内小友字七頭、北太田、太田及び落合（次の図のとおり）	土石流
元木沢5	大仙市内小友字元木（次の図のとおり）	土石流
太田沢1	大仙市内小友字太田（次の図のとおり）	土石流
七十刈沢	大仙市内小友字七十刈、荒山台及び塞ノ神下り（次の図のとおり）	土石流
荒山台沢2	大仙市内小友字荒山台（次の図のとおり）	土石流
甚助沢	大仙市内小友字荒山台下り（次の図のとおり）	土石流
荒山台下り沢	大仙市内小友字荒山台下り（次の図のとおり）	土石流
塞ノ神沢	大仙市内小友字塞ノ神（次の図のとおり）	土石流
内小友沢6	大仙市内小友字泉沢（次の図のとおり）	土石流
内小友沢7	大仙市内小友字鳥海沢（次の図のとおり）	土石流
内小友沢9	大仙市内小友字北太田（次の図のとおり）	土石流
内小友沢10	大仙市内小友字上余り目及び余り目（次の図のとおり）	土石流
内小友沢24	大仙市内小友字上余り目及び余り目（次の図のとおり）	土石流
味ヶ沢川	横手市増田町狙半内字山崎及び味ノ沢（次の図のとおり）	土石流
岩ノ目沢	横手市増田町狙半内字岩ノ目及び八森下（次の図のとおり）	土石流
鍋ヶ沢川2	横手市増田町荻袋字鍋ヶ沢（次の図のとおり）	土石流
神子沢	横手市増田町荻袋字萱刈場（次の図のとおり）	土石流

戸平沢	横手市増田町荻袋字鍋ヶ沢(次の図のとおり)	土石流
-----	-----------------------	-----

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第151号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年3月12日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社グリーンサポート男鹿
男鹿市五里合箱井字町屋田247番地2
代表取締役 石 川 四 郎
秋田県知事許可(般-19)第40551号
- 3 処分の内容
造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年3月12日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	象潟矢島線	にかほ市馬場字冬師山国有林66林班ほ小班	10.0~16.5	0.017
	新	象潟矢島線	〃	24.0~77.0	0.017

2 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年3月26日から同年4月8日まで

秋田県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	象潟矢島線	にかほ市象潟町横岡字中島岱国有林67林班つ小班	7.0~12.8	0.128
	新	象潟矢島線	〃	7.8~27.6	0.128

2 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成22年3月26日から同年4月8日まで

秋田県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	象潟矢島線	にかほ市馬場字冬師山国有林66林班ほ小班	8.0～15.0	0.166
	新	象潟矢島線	〃	14.5～35.0	0.166

2 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成22年3月26日から同年4月8日まで

秋田県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	象潟矢島線	にかほ市馬場字冬師山国有林66林班れ小班	7.0～12.0	0.108
	新	象潟矢島線	〃	7.0～26.0	0.108

2 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成22年3月26日から同年4月8日まで

秋田県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	象潟矢島線	由利本荘市矢島町城内字木境島海国有林1072林班ほ小班	6.5～13.5	0.057
	新	象潟矢島線	〃	6.5～23.5	0.057

2 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年3月26日から同年4月8日まで

秋田県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	鳥海矢島線	由利本荘市鳥海町下笹子字松森3番1地先から3番6地先まで	11.0～137.0	0.061
	新	鳥海矢島線	〃	58.2～140.0	0.061

2 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年3月26日から同年4月8日まで

秋田県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	仁賀保矢島館合線	由利本荘市矢島町荒沢字深沢33番1地先から31番1地先まで	7.0～11.6	0.158
	新	仁賀保矢島館合線	〃	11.0～47.2	0.158

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年3月26日から同年4月8日まで

秋田県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	105号	仙北市西木町上松木内字粟掛100番17地先から字堀内543番2地先まで	8.80～40.60	0.162
	新	105号	仙北市西木町上松木内字粟掛100番26地先から字堀内543番2まで	19.00～67.40	0.162

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年3月26日から同年4月8日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小坂町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町小坂字下平5番地2

熊 谷 周 幸

〃 〃 字余路米8番地

伊 藤 嘉久美

2 就任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町小坂字曲戸48番地

熊 谷 勝 與

〃 〃 字余路米31番地2

中 村 俊 美

〃 荒谷字万谷17番地

安 保 進

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小坂町土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年3月18日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、小坂町土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、平成22年3月18日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市旭川筋土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

秋田市寺内堂ノ沢二丁目15番14号

星 野 甚一郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、男鹿東部土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年3月18日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、秋田市四ツ小屋字城下当场107-1伊藤作一郎他16人から申請のあった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（仁井田地区基幹水利施設ストックマネジメント事業）計画書の写し

2 縦覧期間 平成22年3月29日から同年4月23日まで

3 縦覧場所 秋田市御野場地域センター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、内越土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年3月16日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、山城水系土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

横手市大森町十日町字女郎出75番地

大 極 孝 一

内水面漁場管理委員会告示

秋田県内水面漁場管理委員会告示第1号

内水面における増殖事業の推進を図るため、平成22年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので公示する。

平成22年3月26日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 赤 間 健太郎

漁業協同組合	免許番号	魚							種		産卵場造成箇所
		あ kg	ゆ 千尾	い わな 千尾	や まめ 千尾	こ い kg	ふ な kg	な や つ め な き 尾	に じ ま す 千尾		
雄勝漁業協同組合	内共1号	400	15	100							3
皆瀬川筋漁業協同組合	内共2, 3号	500	28	25	125	25					3
成瀬川漁業協同組合	内共4号	400	35	45	15	15					3
雄物川上流漁業協同組合	内共5号	225	3	12	215	10	50				3
県南漁業協同組合	内共6号	300	3	3	775	25	100				3
横手川漁業協同組合	内共7号	300	10	10	265	10	125				3
仙北漁業協同組合	内共8号	100	10	22	995	25					7
仙北中央漁業協同組合	内共9号	160	5	10	325	200	50				5
角館漁業協同組合	内共10号	1,600	40	64	195	35	100				3
仙北西部漁業協同組合	内共11号	278	10	10	350	75	150				3
岩見川漁業協同組合	内共12号	750	20	143	350	25	150				3
鹿角市河川漁業協同組合	内共13号	125	59	4							3
比内町漁業協同組合	内共14号	110	60	60	50	25	25				5
小坂町漁業協同組合	内共15号		5	5					5		1
大館市漁業協同組合	内共16号	85	11	8	115	10	50				4
田代漁業協同組合	内共17号	300	10	15	100	25	50				3
鷹巣漁業協同組合	内共18号	170	10	10	70	5					2
阿仁川漁業協同組合	内共19,20,21号	570	34	28	115	20	350	1			3
粕毛漁業協同組合	内共22号	400	20	40	140	10					3
能代市常盤川漁業協同組合	内共23号	52	3	12			50				1
子吉川水系漁業協同組合	内共24, 25号	968	16	21	1,225	75	300				7

八峰町真瀬川漁業協同組合	内共26号	190	15	10					1
馬場目川漁業協同組合	内共27号	55	20	5	100				4
田沢湖漁業協同組合	内共28号	175	15	10	33	5			1
合計		8,213	457	672	5,558	620	1,550	6	77

秋田県内水面漁場管理委員会告示第2号

十和田湖における増殖事業の推進を図るため、平成22年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたので公示する。

平成22年3月26日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 赤 間 健太郎

免許番号	漁業協同組合名	魚種	増殖量
農内共第1号	十和田湖増殖漁業協同組合	ひめます ふな えび さくらます	70万尾 5万尾 16箇所 1万尾

内水面漁場管理委員会指示

秋田県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり制限する。

平成22年3月26日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 赤 間 健太郎

1 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす県内の水面

2 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水域のコイを持ち出してはならない。ただしまん延防止のため及び公的機関が試験研究並びに検査に供する場合はこの限りではない。

(2) 移植の制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水面にコイを移植してはならない。

(3) 放流等の制限

コイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

ア 汚染水域由来でないこと。

イ 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(4) 遺棄の禁止

生死を問わずコイを投棄、遺棄してはならない。

3 指示をする期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

秋田県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成22年3月26日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 赤 間 健太郎

1 指示の内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれに連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

- (1) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚）
- (2) ブルーギル

2 指示の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

印刷者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号